

川口市告示第 73 号

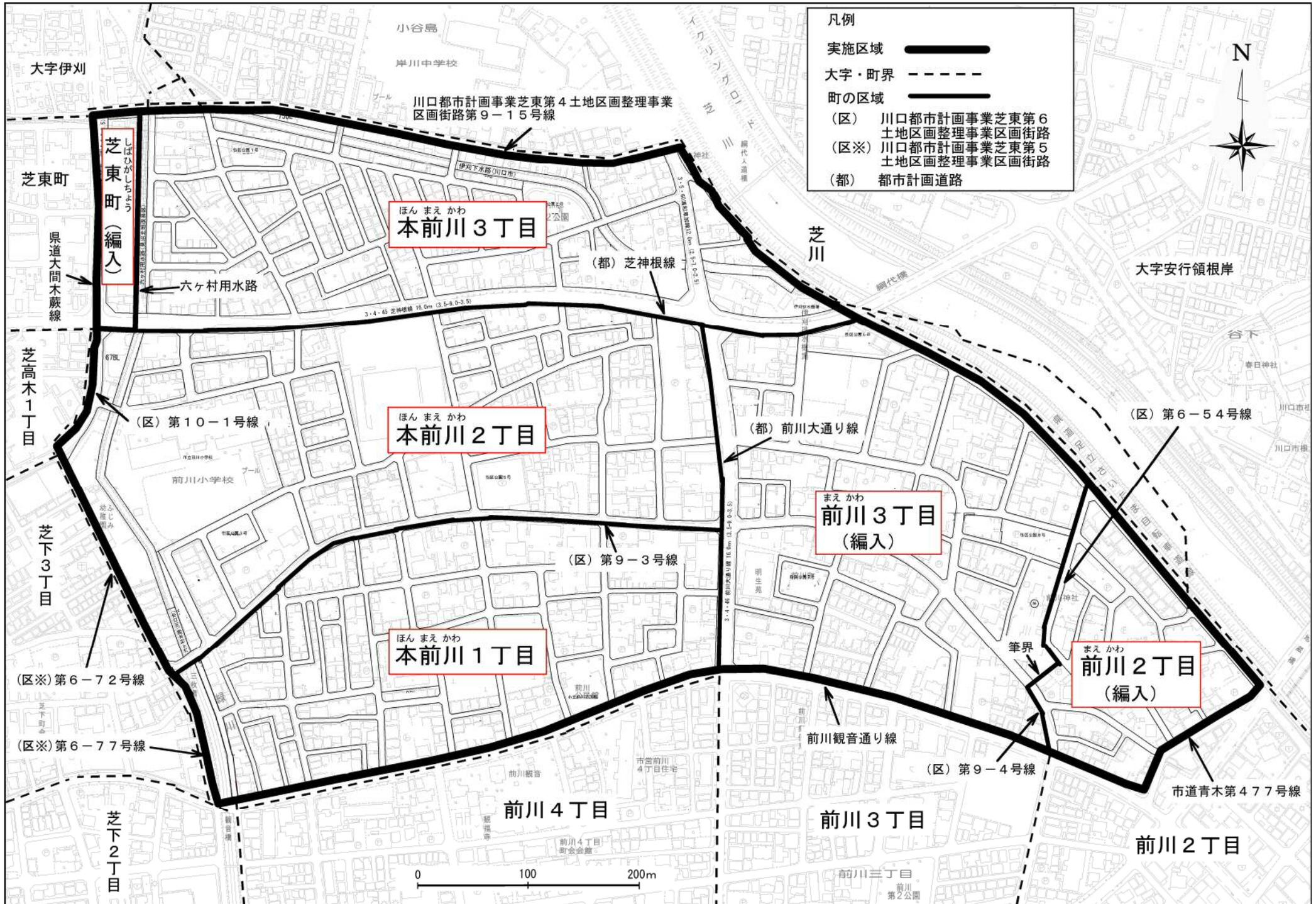
町の区域及び名称の変更に係る案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別図1に示す町の区域及びその名称を別図2に示すとおり変更するため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定によりその案を公示する。

平成27年 2月 4日

川口市長 奥ノ木 信夫





変更後の境界線の説明

町 名	区 域
本前川 1 丁目	前川観音通り線界、 川口都市計画事業芝東第 5 土地区画整理事業区画街路第 6 - 7 7 号線、 川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業区画街路第 9 - 3 号線界、 都市計画道路前川大通り線界に囲まれた区域
本前川 2 丁目	川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業区画街路第 9 - 3 号線、 川口都市計画事業芝東第 5 土地区画整理事業区画街路第 6 - 7 2 号線、 川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業区画街路第 1 0 - 1 号線、 都市計画道路芝神根線界、都市計画道路前川大通り線界に囲まれた区域
本前川 3 丁目	都市計画道路芝神根線、六ヶ村用水路、 川口都市計画事業芝東第 4 土地区画整理事業区画街路第 9 - 1 5 号線界、 芝川界に囲まれた区域
前川 2 丁目	(前川 2 丁目に編入する区域) 前川観音通り線界、 川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業区画街路第 9 - 4 号線、筆界、 川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業区画街路第 6 - 5 4 号線、 芝川界、市道青木第 4 7 7 号線界に囲まれた区域
前川 3 丁目	(前川 3 丁目に編入する区域) 前川観音通り線界、都市計画道路前川大通り線、都市計画道路芝神根線界、 芝川界、川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業区画街路第 6 - 5 4 号 線界、筆界、川口都市計画事業芝東第 6 土地区画整理事業区画街路第 9 - 4 号線界に囲まれた区域
芝東町	(芝東町に編入する区域) 六ヶ村用水路界、都市計画道路芝神根線、県道大間木蔵線、 川口都市計画事業芝東第 4 土地区画整理事業区画街路第 9 - 1 5 号線界に囲 まれた区域

(平成 2 7 年 1 月 2 2 日調査)

(注) 前川 2 丁目、前川 3 丁目、芝東町は編入する区域の説明。

道 路…当該道路部分を含むものとする。

道路界…当該道路部分を含まないものとする。

水 路…当該水路部分を含むものとする。

水路界…当該水路部分を含まないものとする。

河川界…当該河川部分を含まないものとする。